

(仮称)川崎池上新町商業施設及び物流センター事業に係る条例環境影響評価審査書の公告について(お知らせ)

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 指定開発行為者

- ・東京都千代田区永田町二丁目13番10号
川崎プロパティ-特定目的会社
取締役 森内 ナンシー 千代
- ・東京都千代田区永田町二丁目13番10号
ラサールインベストメントマネージメント株式会社
代表取締役 内山 裕敬

2 指定開発行為の名称及び所在地

(仮称)川崎池上新町商業施設及び物流センター事業
川崎市川崎区池上新町三丁目1番6

3 条例環境影響評価審査書公告年月日

平成18年7月27日(木)

4 問い合わせ先

東京都千代田区永田町二丁目13番10号
川崎プロパティ-特定目的会社
ジョーンズラングラサール株式会社
電話 03-5501-9380

(環境局環境評価室 担当)

電話 044-200-2156

**(仮称)川崎池上新町商業施設及び物流センター
事業に係る条例環境影響評価審査書(概要)**

平成18年7月

川 崎 市

はじめに

(仮称)川崎池上新町商業施設及び物流センター事業(以下「指定開発行為」という。)は、川崎プロパティ-特定目的会社及びラサールインベストメントマネージメント株式会社(以下「指定開発行為者」という。)が、川崎区池上新町三丁目1番6の工場跡地、約6.4 haの区域において、卸売りの販売方式をとる商業施設と、川崎港等で陸揚げされた素材を仕分け、再梱包及び物流加工し、関東圏に物品を供給する物流倉庫施設を建設するものである。

商業施設は売場面積が約12,300 m²で、食料品、衣料品、園芸用品等を販売し、また、物流倉庫施設は倉庫面積が約87,800 m²で、宅配便に供する物品や精密機械、電気・電子機器、食料品等を取り扱うものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号。以下「条例」という。)に基づき、平成17年7月15日に当該指定開発行為に係る指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書(以下「条例方法書」という。)を提出した。その後、条例に基づく手続きを経て、条例方法審査書に基づき、指定開発行為が環境に及ぼす影響を調査、予測及び評価を行い、平成18年1月23日に条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

市はこの提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等からの意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

さらに、関係住民からの申し出に基づき公聴会を開催した。これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、平成18年7月25日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、本審査書を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：川崎プロパティ－特定目的会社

代表者：取締役 森内 ナンシー 千代

住 所：東京都千代田区永田町二丁目 13 番 10 号

名 称：ラサールインベストメントマネージメント株式会社

代表者：代表取締役 内山 裕敬

住 所：東京都千代田区永田町二丁目 13 番 10 号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称)川崎池上新町商業施設及び物流センター事業

種 類：商業施設の新設(第3種行為)

大規模建築物の新設(第1種行為)

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の13の項、
15の項に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市川崎区池上新町三丁目 1 番 6

区域面積：64,194.2 m²

用途地域：工業地域

(4) 計画の概要

ア 目的

卸売りの販売方式をとる商業施設及び宅配便に供する物品や精密機械等を取り扱う物流倉庫施設の建設

イ 土地利用計画

区 分	面積 (m ²)	構成比 (%)	備考
建築物 (商業施設)	約 15,640	約 24.4	
建築物(物流倉庫施設)	約 26,390	約 41.1	屋内(ループ下) 駐車場約 30 台
緑化地	約 9,710	約 15.1	
車 路	約 9,340	約 14.5	
屋外駐車場・駐輪場	約 1,860	約 2.9	駐車場約 95 台 駐輪場約 110 台
通路・アプローチ等	約 1,254.2	約 2.0	
合 計	64,194.2	100.0	

ウ 商業施設概要

区 分	内 容
売場面積	約 12,300 m ²
販売する物品の種類	食料品、衣料品、園芸用品、家電品、日用品等
駐車場台数	屋外：約 10 台、2 階：約 340 台、屋上：約 400 台
駐輪場台数	屋外：約 110 台
営業日数及び時間	365 日/年、午前 10 時から午後 8 時 30 分まで

エ 物流倉庫施設概要

区 分	内 容	
倉庫面積	約 87,800 m ²	
取扱う物品の種類	宅配便に供する物品、精密機械、電気・電子機器、アルミ製品、ゴム加工品、衣料品、食料品等	
駐車場台数	屋外：約 85 台、屋内(ループ下)：約 30 台	
営業日数 及び時間	混載・宅 配便	30 日/月、24 時間/日
	専用貨物	20 日/月、8 時間/日

オ 建築計画等の概要

区 分	内 容			備 考
	商業施設	物流倉庫施設	合 計	
構造	柱：鉄筋コンクリート造 梁：鉄骨造	柱：鉄筋コンクリート造 梁：鉄骨造	-	
階数	2 階（事務所部分 4 階）	5 階	-	商業施設の 2 階及び屋上は駐車場として利用
高さ	約 14 m（事務所部分約 22 m、工作物を含め約 25 m）	約 35 m	-	
建築面積	約 15,640 m ²	約 26,390 m ²	約 42,030 m ²	屋上緑化 約 390 m ²
延べ面積	約 31,550 m ²	約 128,930 m ²	約 160,480 m ²	
容積率算定床面積	約 128,380 m ²			
敷地面積	64,194.2 m ²			
建ぺい率	約 65.5 %			建ぺい率は角地緩和を適用
容積率	約 200.0 %			
緑被率	約 15.7 %			

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、商業施設及び物流倉庫施設の建設事業であり、工事中における大気質、騒音、振動、交通安全対策や供用時の大気質、騒音、交通混雑、交通安全対策等、周辺の住宅等に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について、周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.0586 ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.0763 mg/m³で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04～0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.1 mg/m³以下）を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化窒素が0.163 ppmで、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1～0.2 ppm）の範囲内にあり、浮遊粒子状物質は0.0678 mg/m³で、環境基準（0.2 mg/m³以下）を満足すると予測している。さらに、排出ガス対策型建設機械の使用等の環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.0533～0.0611 ppmで、一部の地点において環境基準を超えると予測しているが、この地点は現況で既に環境基準を超えており、工事用車両の走行による増加分は0.0000011ppmと予測している。浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）は0.0755～0.0792 mg/m³で、環境基準を満足すると予測している。これらに対し、最新排出ガス規制適合車の使用等の環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

一方、供用時における関連車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、

二酸化窒素（日平均値の年間 98% 値）が平日は 0.0533 ~ 0.0618 ppm、休日は 0.0488 ~ 0.0516 ppm で、一部の地点において環境基準を超えると予測しているが、この地点は現況で既に環境基準を超えており、関連車両の走行による増加分は 0.00040 ppm と予測している。浮遊粒子状物質（日平均値の 2 % 除外値）は平日が 0.0755 ~ 0.0796 mg/m³、休日が 0.0734 ~ 0.0748 mg/m³ で、環境基準を満足すると予測している。これらに対し、低公害車の導入等をテナントに要請するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

駐車場等の利用に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98% 値）が平日は 0.0561 ppm、休日は 0.0560 ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の 2 % 除外値）は平日が 0.0757 mg/m³、休日が 0.0756 mg/m³ で、いずれも環境基準を満足すると予測している。また、駐車場等の利用のピーク時間帯における短期将来濃度（1 時間値）の最大値は、二酸化窒素が平日は 0.0347 ppm、休日は 0.0319 ppm で、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値を下回り、浮遊粒子状物質は平日が 0.0331 mg/m³、休日が 0.0305 mg/m³ で、環境基準を満足すると予測している。さらに、アイドリングストップ等のプレートを設置し、運転者の注意を喚起するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

設備機器の稼働に伴う二酸化窒素の長期将来濃度（日平均値の年間 98% 値）の最大値は 0.0563 ppm で、環境基準を満足すると予測し、設備機器のピーク稼働時における短期将来濃度（1 時間値）の最大値は 0.0343 ppm で、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値を下回ると予測している。さらに、低 NOx 型燃焼機器の使用等をテナントに要請するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、車両の走行に伴う二酸化窒素濃度が環境基準を超える状況下にあること、計画地周辺は産業道路における総合的な道路沿道環境対策が進められている地域であることから、特に供用時の関連車両の走行については、産業道路沿道の大気質への影響をさらに低減するための方策を検討し、その結果を条例評価書で明らかにすること。

また、工施用車両及び供用時の関連車両の走行の予測において、バックグラウンド濃度の設定は、一般環境大気測定局の年平均値に車両走行ルートでの現況交通量による付加濃度を加えているが、首都高速横浜羽田空港線の交通量による影響が考えられることから、この影響を考慮したバックグラウンド濃度を用いて予測を行い、その結果を条例評価書で明らかにすること。

イ 動物（特筆すべき個体）

本計画の工事に伴い、計画地の全域が改変されるため、工事開始の時期によっては、コアジサシ、コチドリ、シロチドリの繁殖に影響を及ぼすと予測している。これに対し、工事の開始は、コアジサシ、コチドリ、シロチドリの営巣・巣立ち後とし、工事実施による繁殖への影響を回避することから、適切な保全が図れるとしているが、事後調査計画に基づき、完全に巣立ちが確認された後に、工事に着手すること。

ウ 緑

（ア）緑の質

本計画の植栽予定樹種は、計画地の環境特性に適合していると予測し、さらに、植栽基盤の整備を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成を図ることができるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、樹木の植栽にあたっては、その時期、養生等について、十分配慮すること。

（イ）緑の量

本計画における緑被率は約 15.7%で、地区別環境保全水準（15%）を上回ると予測し、さらに高木、中木、低木を適切に組み合わせた植栽を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成を図ることができるとしているが、屋上緑化を含めた樹木等の適正な管理、育成に努めること。

（ウ）植栽土壌

計画地の土壌は排水性が悪く、有機質の含有量もないことから、

植栽土壌として不適であると予測し、また、植栽基盤に必要な土壌量は約 1,850 m³ と予測している。これに対し、必要な土壌量を上回る良質な客土約 1,900 m³ により植栽地を整備するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の回復育成に係る適正な土壌の回復を図ることができるとしているが、植栽基盤の整備にあたっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚や屋上緑化の構造等について、市関係部署と協議すること。

エ 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、敷地境界付近において 69.5 デシベルで、環境保全目標(85 デシベル以下)を満足すると予測し、さらに、低騒音型の建設機械の使用等の環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において 69.9 ~ 73.3 デシベルで、複数の地点で環境基準(70 デシベル以下)を超えると予測しているが、これらの地点は現況交通量による等価騒音レベルが既に環境基準を超える状況にあり、工事用車両の走行による増加分は最大で 0.1 デシベルと予測している。これらに対し、工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時における関連車両の走行に伴う等価騒音レベルは、平日の昼間 67.9 ~ 73.5 デシベル、夜間 66.0 ~ 71.2 デシベル、休日の昼間 64.9 ~ 70.3 デシベル、夜間 62.8 ~ 68.8 デシベルで、複数の地点で環境基準(昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下)を超えると予測しているが、これらの地点は現況交通量のみによる等価騒音レベルが既に環境基準を超える状況にあり、関連車両の走行による増加分は最大で 0.7 デシベルと予測している。これらに対し、関連車両の集中が発生しないよう、配車計画に十分留意すること等をテナントに要請するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

駐車場等の利用に伴う等価騒音レベルの最大値は、敷地境界において、

平日の昼間 64.4 デシベル、夜間 59.9 デシベル、休日の昼間 58.9 デシベル、夜間 49.2 デシベルで、平日は環境基準（昼間 60 デシベル以下、夜間 50 デシベル以下）を超えると予測している。これらに対し、アイドリングストップ及び構内制限速度遵守のプレートを設置し、運転者の注意を喚起するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

設備機器の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、朝 53.4 デシベル、昼間 67.6 デシベル、夕 53.4 デシベル、夜間 53.4 デシベルで、環境基準（朝・夕：65 デシベル以下、昼間：70 デシベル以下、夜間：55 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、低騒音型の設備機器を可能な限り使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地が住宅等に近接していること、また、車両の走行及び駐車場等の利用に伴う等価騒音レベルが環境基準を超えると予測していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置をさらに徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

オ 振 動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は、敷地境界において 74.1 デシベルで、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、低振動型の建設機械の使用等の環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う振動レベルは、ピーク日ピーク時において昼間 45.3～57.1 デシベル、夜間 46.2～54.4 デシベルで、環境保全目標（昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時における関連車両の走行に伴う振動レベルは、ピーク日ピーク時において、平日の昼間 47.1～57.7 デシベル、夜間 44.9～54.6 デシベル、休日の昼間 41.7～47.0 デシベル、夜間 42.4～48.4 デシベル

で、環境保全目標を満足すると予測し、さらに、関連車両の集中が発生しないよう、配車計画に十分留意すること等をテナントに要請するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地が住宅等に近接しており、建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値が環境保全目標の上限値に近いことから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工所用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

カ 廃棄物

(ア) 一般廃棄物

本計画の供用時における一般廃棄物の年間発生量は、段ボール・紙類が約 280 トン、木くずが約 150 トン、可燃物・厨芥類が約 510 トンと予測し、これらについては、適切な規模で設置した保管場所に分別して集積・保管したのち、段ボール・紙類及び木くずについては再資源化業者に委託して再生利用し、可燃物・厨芥類については川崎市の許可を受けた業者に収集を委託して適正に処理するとしている。さらに、テナントに対し、廃棄物の発生量を極力少なくするために、過剰梱包の抑制及びリサイクルの推進に努めること等を要請するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしており、この評価は概ね妥当である。

(イ) 産業廃棄物

本計画の工事中に発生する産業廃棄物は、コンクリートがら約 1,500 トン、アスファルト・コンクリートがら約 900 トン、金属くず約 600 トン等と予測し、これらに対し、分別排出を徹底し、極力再資源化を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、供用時における産業廃棄物の年間発生量は、廃プラスチック類約 180 トン、食品不良在庫品約 100 トン等と予測し、これらに対し、極力再資源化を図るようテナントに要請するなどの環境保全のための

措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、工事中に発生する産業廃棄物の具体的な再資源化の方法について、その実施内容を市に報告すること。

(ウ) 建設発生土

本計画の工事に伴う建設発生土は約 67,200 m³と予測し、このうち約 14,900 m³は、計画地内の埋め戻し土として再利用を図り、それ以外は工事施工業者が計画地外で再利用するほか、処分先を指定して適正に処理するとしている。さらに、搬出運搬にあたっては、荷くずれや飛散等が生じないように、荷台カバーを使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

キ 景 観

本計画は、臨海部の工場跡地に商業施設及び物流倉庫施設を建設するものであり、景観の観点から、高さを抑制し、臨海部色彩ガイドラインに沿った色彩を採用するとともに、池上新町緑道及び池上新町中緑道との調和・連続性のある植栽を施すなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境との調和が保たれるとしているが、建物のデザイン、外壁の色彩等については、市関係部署と十分協議すること。

ク 日照障害

本計画による日影は、冬至日の平均地盤面において、住居系の建築物に対し3時間未満の日影となるよう、計画建築物の配置、形状及び高さに配慮していることから、周辺の住環境に著しい影響を与えることはないとしているが、冬至日の平均地盤面における日影の影響が比較的大きくなる建物に対しては、その影響の程度について説明すること。

ケ 電波障害

本事業に伴う受信障害については、障害の実態を調査、確認の上、関係者と十分協議し、必要に応じて共同受信施設の設置や受信アンテナの改善等の環境保全のための措置を講ずることから、良好な受信画質を維持し、かつ、現状を悪化しないとしているが、障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

コ 風 害

本計画における建築物完成後においても、地域全体の風環境に大きな変化はなく、住宅地や市街地としての風環境になると予測している。さらに、計画地の外周部には、常緑高木を取り入れた植栽帯を設けるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしており、この評価は概ね妥当である。

サ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、工用車両の走行に伴う交通混雑度は 0.172～0.353、交差点飽和度は 0.498～0.614 で、円滑な交通量の処理が可能とされる交通混雑度 1.0 及び交通量の処理が可能とされる交差点飽和度 0.9 を下回ると予測し、さらに工用車両が特定の時間に集中しないように管理するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時の関連車両の走行に伴う交通混雑については、主要走行ルートである産業道路等ルートにおける交通混雑度は、平日が 0.240～0.390、休日が 0.127～0.200、交差点飽和度は、平日が 0.582～0.683、休日が 0.223～0.441 で、ともに交通混雑度 1.0 及び交差点飽和度 0.9 を下回ると予測している。また、塩浜二丁目方面ルートについては、原則として入出庫は行わないが、開店当初に来客への周知が行き届かない可能性があるとして予測した結果、交通混雑度は、平日が 0.046～0.483、休日が 0.044～0.182、交差点飽和度は、平日が 0.575～0.824、休日が 0.222～0.367 で、ともに交通混雑度 1.0 及び交差点飽和度 0.9 を下回ると予測している。さらに、車両の発生が集中しないよう調整すること等をテナ

ントに要請するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

交通安全については、工事用車両ルートは交通安全施設が整備された道路であり、さらに、出入口に交通誘導員を配置するなどの環境保全のための措置を講ずることから、歩行者の安全が確保されるとしている。

一方、供用時の主要走行ルートは交通安全施設が整備された道路であり、さらに、車両の出入口に交通誘導員を配置し、歩行者の安全確保及び交通事故防止に努めること等をテナントに対し要請するなどの環境保全のための措置を講ずることから、歩行者の安全が確保されるとしている。

また、供用時の歩行者の通行に対する影響については、従業員の通勤がピークとなる時間帯においても、すべての予測断面で自由歩行が可能となるサービス水準Aが保たれると予測し、さらに、通勤経路を指定し、社内広報により周知するなどをテナントに対し要請するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺道路の歩行者の流れに支障はないとしている。

しかしながら、計画地が住宅地に近接していること、供用時において多量の関連車両の発生が集中することから、交通安全対策を最優先すること。

また、計画地周辺は産業道路の交通流対策が行われている地域であることから、供用時の関連車両の走向ルートについて、考えられる複数の案を動的シミュレーションにより比較するなど、池上新町交差点への負荷を低減する方策についてさらなる検討を行い、その結果を条例評価書で明らかにすること。

シ その他

本計画は、商業施設及び物流倉庫施設の建設事業であり、関連車両による大気質、騒音、振動、交通混雑及び交通安全への影響が懸念されていることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置のうち、物流倉庫施設関連車両の運転者への指導・教育を行うものや商業施設来客者への周知を図るものについては、その具体的な方法を条例評価書で明らかにすること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」、「光害」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取り組みを図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

(4) 事後調査に関する事項

事後調査については、工事中の「動物」、「騒音」及び「振動」を、また、供用時の「緑」、「地域交通」を行うとしており、これらの調査項目の選定は概ね妥当であるが、個別事項で指摘した内容を踏まえ、目的を明確にして計画的な事後調査を行うこと。

また、事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生ずる場合は、速やかに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過

- 平成17年 7月15日 指定開発行為実施届及び条例方法書の受理
7月27日 条例方法書公告、縦覧開始
7月27日 市長から、条例方法書の審査について、審議会
あて諮問
9月 9日 条例方法書縦覧終了、意見書の締切り
意見書の提出 5件
10月 4日 審議会から、条例方法書の審査結果について、
市長あて答申
10月13日 条例方法審査書公告、指定開発行為者あて送付
- 平成18年 1月23日 条例準備書の受理
1月30日 条例準備書公告、縦覧開始
3月15日 条例準備書縦覧終了、意見書の提出締切り
意見書の提出 65件
3月29日 条例見解書の受理
4月 5日 条例見解書公告、縦覧開始
5月 8日 条例見解書縦覧終了、公聴会開催の申出締切り
申出者 5名
5月10日 公聴会開催公告
5月20日 公述の申出締切り
公述申出者 4名
6月 3日 公聴会開催
公述人 4名、傍聴人 28名
6月16日 市長から、条例準備書の審査について、審議会
あて諮問
7月25日 審議会から、条例準備書の審査結果について、
市長あて答申
7月27日 条例環境影響評価審査書の公告

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成17年 7月27日 市長から、条例方法書の審査について、審議会
あて諮問

8月 1日 審議会（事業者説明及び審議、現地視察）

10月 3日 審議会（答申案審議）

10月 4日 審議会から、条例方法書の審査結果について、
市長あて答申

平成18年 6月16日 市長から、条例準備書の審査について、審議会あ
て諮問

6月20日 審議会（事業者説明及び審議）

7月24日 審議会（答申案審議）

7月25日 審議会から、条例準備書の審査結果について、
市長あて答申